

○弘前地区環境整備事務組合退職手当基金条例

〔昭和42年3月7日〕
〔条例第1号〕

改正 平成5年6月28日 条例第2号

(設置)

第1条 職員の退職手当の財源に充てるため、弘前地区環境整備事務組合退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、当該年度の最初の月における職員の基本給月額及び扶養手当月額の100分の60以上の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、歳入歳出予算に計上して基金に繰入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月28日条例第1号）

この条例は、弘前地区環境整備事務組合規約の一部を変更する規約（平成5年青森県指令第2531号）の施行の日（8月12日）から施行する。